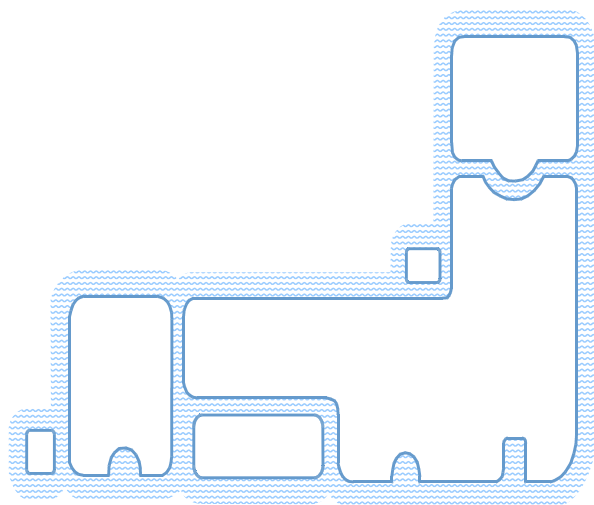


平成23年度

政治資金監査実務に関する
フォローアップ説明会資料



政治資金適正化委員会

目 次

I. 平成21年分政治資金収支報告の概要について	
1. 総務大臣分	・・・ 1
2. 都道府県選挙管理委員会分	・・・ 4
II. 平成21年分政治資金監査報告書の概要について	・・・ 9
III. 政治資金監査を行うに当たっての留意点等について	
1. 登録政治資金監査人	・・・ 11
2. 国会議員関係政治団体	・・・ 12
3. 一般監査指針	・・・ 12
4. 個別監査指針	・・・ 13
5. 会計責任者に対するヒアリング	・・・ 16
6. 政治資金監査報告書	・・・ 17
7. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応	・・・ 23
8. 用語解説	・・・ 26
〈参考資料〉	
○ 政治資金適正化委員会による見解	・・・ 32
○ 政治資金監査に関するQ & A	・・・ 58
○ 会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色について	・・・ 60

I. 平成21年分政治資金収支報告の概要について

1. 総務大臣分

(1) 収支報告書の提出状況

区 分			届出団体数	提出団体数	提 出 率	
			A	B	B/A(%)	
政党等	政 党	平成21年	204	202	99.0	
		平成20年	175	175	100.0	
	政党本部	平成21年	9	9	100.0	
		平成20年	8	8	100.0	
	政党支部	平成21年	195	193	99.0	
		平成20年	167	167	100.0	
		うち国会議員 関係政治団体	平成21年	179	177	98.9
			平成20年	—	—	—
	政治資金団体	平成21年	4	4	100.0	
		平成20年	4	4	100.0	
	小 計	平成21年	208	206	99.0	
		平成20年	179	179	100.0	
その他の政治団体	平成21年	3,888	3,287	84.5		
	平成20年	4,083	3,471	85.0		
	うち国会議員関係 政治団体	平成21年	748	701	93.7	
	平成20年	—	—	—		
合 計	平成21年	4,096	3,493	85.3		
	平成20年	4,262	3,650	85.6		
	うち国会議員関係 政治団体	平成21年	927	878	94.7	
	平成20年	—	—	—		

(注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。

2 「政党支部」は、総務大臣届出分であり、都道府県選管届出分は含まれない。

(2) 全体の収支の概況

① 収入

(単位:百万円、%)

区分	本年収入額	左の内の訳										前線	年合額	
		党費・会費		寄附		事業収入		借入金収入	本部交付金収入	その他の収入				
		個人	法人その他の団体	政治団体	計	事業収入	計			党金	その他			
政党等	21年	80,648	1,044	380	2,790	4,214	31,170	783	3,301	31,942	5,479	31,947	112,595	
	20年	90,767	1,067	390	3,487	4,945	32,765	8,200	3,429	31,942	5,541	17,916	108,683	
	21年-20年	-10,119	-23	-10	-697	-731	-1,595	-7,417	-128	-128	0	-62	14,031	3,912
	対前年比	88.9	97.8	97.4	80.0	85.2	95.1	9.5	96.3	100.0	98.9	178.3	103.6	
	21年	2,816	228	365	265	858	91	50	1,518		23	1,317	4,132	
	20年	2,816	228	365	265	858	91	50	1,518		23	1,317	4,132	
政治資金団体	21年	3,409	178	2,375	554	3,106					303	452	3,862	
	20年	3,914	185	3,000	425	3,610					304	441	4,355	
	21年-20年	-505	-7	-625	129	-504					-1	11	-493	
	対前年比	87.1	96.3	79.2	130.3	86.0					99.8	102.6	88.7	
	21年	84,057	1,222	2,754	3,344	7,320	31,170	783	3,301	31,942	5,782	32,399	116,456	
	20年	94,681	1,252	3,390	3,913	8,555	32,765	8,200	3,429	31,942	5,845	18,357	113,038	
小計	21年-20年	-10,624	-187	-636	-569	-1,235	-1,595	-7,417	-128	-128	0	-63	14,042	3,418
	対前年比	88.8	95.3	81.2	85.5	85.6	95.1	9.5	96.3	100.0	98.9	176.5	103.0	
	21年	40,373	2,933	8,783	11,716	29,907	8,348	308			3,415	31,255	71,628	
	20年	30,595	6,888	7,919	10,854	10,825	1,122	312			595	29,819	60,415	
	21年-20年	9,778	-209	-864	862	-918	7,226	-4			2,820	1,436	11,213	
	対前年比	132.0	97.0	99.9	110.9	107.9	91.5	744.2	98.8	98.8	573.9	104.8	118.6	
その他の政治団体	21年	24,186	195	1,805	3,858	5,663	7,121	8,019	9		3,179	7,067	31,254	
	20年	24,186	195	1,805	3,858	5,663	7,121	8,019	9		3,179	7,067	31,254	
	21年-20年													
	対前年比													
	21年	124,430	10,437	4,156	12,127	19,036	41,077	9,132	3,609	31,942	9,197	63,654	188,085	
	20年	125,276	10,833	4,187	11,832	19,409	43,590	9,322	3,741	31,942	6,440	48,176	173,453	
合計	21年-20年	-846	-396	-31	295	-373	-2,513	-190	-132	0	2,757	15,478	14,632	
	対前年比	99.3	96.3	99.3	102.5	98.1	94.2	98.0	96.5	100.0	142.8	132.1	108.4	
	21年	27,002	471	2,032	4,123	6,521	7,212	8,069	1,527		3,202	8,384	35,386	
	20年	27,002	471	2,032	4,123	6,521	7,212	8,069	1,527		3,202	8,384	35,386	
	21年-20年													
	対前年比													

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

② 支出

区 分	経常経費										政治生活費					費用			うち本部交付金	計①+②
	人件費	光熱水費	備品消耗品費	事務所費	計①	組合費	活動費	機関紙費	機関紙誌の発行		政治資金	その他	調査費	客附	その他	計②				
									機関紙誌	伝							ハーター	経費		
政 党 (支部を含む)	21年	9,996	123	533	6,356	17,007	4,464	4,964	23,287	10,875	31	13	34,206	1,032	30,207	2,577	77,448	31,451	94,456	
	20年	9,816	130	561	6,406	16,912	4,056	315	23,480	4,741	104	21	28,345	1,593	22,456	3,033	59,797	24,885	76,709	
	21年-20年	180	-7	-28	-50	95	408	4,649	-193	6,134	-73	-8	5,861	-561	7,751	-456	17,651	6,566	17,747	
	対前年比	101.8	95.0	95.1	99.2	100.6	110.1	1578.3	99.2	229.4	29.9	62.8	120.7	64.8	134.5	85.0	129.5	126.4	123.1	
うち国会議員 関係 団体	21年	812	17	211	443	1,483	383	15	165	186	31	1	383	35	471	42	1,329	77	2,812	
	20年																			
	21年-20年	812	17	211	443	1,483	383	15	165	186	31	1	383	35	471	42	1,329	77	2,812	
	対前年比																			
政 党 等	21年	542	4	6	163	715	74		24	3		10	38		2,500	5	2,617		3,332	
	20年	492	4	8	161	665	74		28	2		12	43		3,120	0	3,237		3,902	
	21年-20年	50	0	-2	2	50	0		-4	1		-2	-5		-620	5	-620		-570	
	対前年比	110.1	91.8	78.3	101.2	107.5	100.1		84.8	120.8		83.6	88.9		80.1	1428.6	80.8		85.4	
小 計	21年	10,637	127	539	6,519	17,722	4,538	4,964	23,312	10,878	31	23	34,244	1,032	32,707	2,582	80,065	31,451	97,787	
	20年	10,308	134	568	6,567	17,577	4,130	315	23,509	4,743	104	33	28,388	1,593	25,576	3,033	63,034	24,885	80,612	
	21年-20年	229	-7	-29	-48	145	408	4,649	-197	6,135	-73	-10	5,856	-561	7,131	-451	17,031	6,566	17,175	
	対前年比	102.2	94.9	94.8	99.3	100.8	109.9	1578.3	99.2	229.3	29.9	70.4	120.6	64.8	127.9	85.1	127.0	126.4	121.3	
そ の 他 の 政 治 団 体	21年	4,780	126	863	2,585	8,355	7,318	2,679	764	4,165	1,612	292	6,834	476	12,304	3,536	33,147	1,150	41,502	
	20年	4,808	140	1,068	2,608	8,623	5,997	158	757	595	1,974	286	3,611	539	11,676	843	22,825	1,002	31,447	
	21年-20年	-28	-14	-205	-23	-268	1,321	2,521	7	3,570	-362	6	3,223	-63	628	2,693	10,322	148	10,055	
	対前年比	99.4	90.2	80.8	99.1	96.9	122.0	1691.0	101.0	700.2	81.7	102.2	189.3	88.2	105.4	419.4	145.2	114.8	132.0	
うち国会議員関係 政治 団体	21年	2,838	46	575	1,326	4,786	4,180	1,828	138	3,772	1,163	176	5,249	179	4,540	3,275	19,252	33	24,038	
	20年																			
	21年-20年	2,838	46	575	1,326	4,786	4,180	1,828	138	3,772	1,163	176	5,249	179	4,540	3,275	19,252	33	24,038	
	対前年比																			
合 計	21年	15,317	253	1,402	9,104	26,077	11,856	7,643	24,076	15,043	1,643	315	41,077	1,508	45,011	6,118	113,213	32,602	139,289	
	20年	15,116	273	1,636	9,175	26,200	10,127	473	24,265	5,338	2,077	318	31,999	2,132	37,252	3,876	85,859	25,887	112,059	
	21年-20年	201	-20	-234	-71	-123	1,729	7,170	-189	9,705	-434	-3	9,078	-624	7,759	2,242	27,354	6,715	27,230	
	対前年比	101.3	92.5	85.7	99.2	99.5	117.1	1616.0	99.2	281.8	79.1	98.9	128.4	70.7	120.8	157.8	131.9	125.9	124.3	
うち国会議員関係 政 治 団 体	21年	3,650	63	786	1,769	6,269	4,563	1,843	303	3,959	1,194	177	5,632	214	5,012	3,317	20,581	110	26,850	
	20年																			
	21年-20年	3,650	63	786	1,769	6,269	4,563	1,843	303	3,959	1,194	177	5,632	214	5,012	3,317	20,581	110	26,850	
	対前年比																			

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

2. 都道府県選挙管理委員会分

(1) 収支報告書の提出状況

区 分		届出団体数 A	提出団体数 B	提出率 B/A(%)
政 党 支 部	平成21年	8,583	8,362	97.4
	平成20年	8,736	8,533	97.7
うち国会議員 関係政治団体	平成21年	807	796	98.6
	平成20年	—	—	—
その他の政治団体	平成21年	54,018	49,972	92.5
	平成20年	55,888	50,751	90.8
うち国会議員 関係政治団体	平成21年	1,711	1,649	96.4
	平成20年	—	—	—
合 計	平成21年	62,601	58,334	93.2
	平成20年	64,624	59,284	91.7
うち国会議員 関係政治団体	平成21年	2,518	2,445	97.1
	平成20年	—	—	—

- (注) 1 「届出団体」とは、収支報告書提出義務団体であり、当該年中に解散した団体も含まれる。
 2 「政党支部」は、都道府県選管届出分であり、総務大臣届出分は含まれない。

(2) 全体の収支の概況
① 収入

(単位:百万円、%)

区分	本収入 年額	左の内の内訳						前年 繰越額	合計				
		寄附		政治団体		計	事業収入			借入金	本部支 交付金	その他の 収入	
		個人	法人 その他	個人	法人 その他								
政党支部	21年 20年 21年-20年 対前年比	88,971 79,280 9,691 112.2	5,998 6,683 -685 89.8	18,285 15,760 2,525 116.0	8,829 8,826 4 100.0	6,618 4,559 2,058 145.1	33,736 29,152 4,584 115.7	4,087 5,944 -1,856 68.8	991 1,062 -70 93.4	42,641 35,240 7,401 121.0	1,518 1,200 318 126.5	27,437 26,767 670 102.5	116,408 106,047 10,361 109.8
うち国会議員 関係政治団体	21年 20年 21年-20年 対前年比	32,570 32,570 皆増	505 505 皆増	3,522 3,522 皆増	5,076 5,076 皆増	5,690 5,690 皆増	14,289 14,289 皆増	1,516 1,516 皆増	669 669 皆増	15,275 15,275 皆増	315 315 皆増	5,796 5,796 皆増	38,365 38,365 皆増
その他の政治団体	21年 20年 21年-20年 対前年比	51,451 49,186 2,265 104.6	9,561 9,941 -380 96.2	11,833 10,453 1,380 113.2	2 0 1 916.2	16,188 13,911 2,277 116.4	28,023 24,364 3,659 115.0	9,491 11,276 -1,785 84.2	1,444 1,211 233 119.2	1,764 1,507 258 117.1	1,168 887 281 131.6	35,187 34,341 847 102.5	86,639 83,526 3,112 103.7
うち国会議員 関係政治団体	21年 20年 21年-20年 対前年比	11,840 11,840 皆増	208 208 皆増	2,276 2,276 皆増		5,433 5,433 皆増	7,709 7,709 皆増	2,901 2,901 皆増	579 579 皆増	129 129 皆増	314 314 皆増	4,001 4,001 皆増	15,841 15,841 皆増
合計	21年 20年 21年-20年 対前年比	140,422 128,466 11,956 109.3	15,559 16,624 -1,064 93.6	30,119 26,213 3,905 114.9	8,831 8,826 5 100.1	22,805 18,470 4,335 123.5	61,759 53,517 8,242 115.4	13,578 17,219 -3,641 78.9	2,436 2,273 163 107.2	44,405 36,747 7,658 120.8	2,686 2,087 599 128.7	62,624 61,107 1,517 102.5	203,046 189,573 13,473 107.1
うち国会議員 関係政治団体	21年 20年 21年-20年 対前年比	44,410 44,410 皆増	713 713 皆増	5,798 5,798 皆増	5,076 5,076 皆増	11,122 11,122 皆増	21,998 21,998 皆増	4,416 4,416 皆増	1,249 1,249 皆増	15,404 15,404 皆増	629 629 皆増	9,797 9,797 皆増	54,207 54,207 皆増

(注) 1 政党匿名寄附については、少額のため寄附の内訳には計上していないが、寄附計には含まれている。
2 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

② 支出

(単位:百万円,%)

区分	経常経費										政治					活動					うち本部交付金	計①+②
	人件費	光熱水費	備消耗品費	事務用品費	事務所費	計①	組活動費	選挙関係費	政治			活動		調査費	寄付金	その他経費	計②					
									機関紙誌	機関紙誌の発行	政治資金	その他	小計									
政党支部	21年	23,624	746	3,725	9,214	37,310	11,374	5,974	1,532	6,786	892	519	9,729	458	23,186	1,294	52,014	14,609	89,324			
	20年	23,321	705	3,646	8,293	35,965	11,017	804	1,417	5,526	1,188	588	8,719	486	20,747	938	42,711	13,780	78,676			
	21年-20年	303	41	79	922	1,345	357	5,170	115	1,260	-296	-69	1,010	-29	2,439	356	9,304	829	10,649			
	対前年比	101.3	105.8	102.2	111.1	103.7	103.2	743.4	108.1	122.8	75.1	88.2	111.6	94.1	111.8	138.0	121.8	106.0	113.5			
うち国会議員 関係政治団体	21年	9,027	296	2,226	4,322	15,871	3,009	2,660	1,109	3,310	341	139	4,898	144	5,442	625	16,778	1,298	32,649			
	20年																					
	21年-20年	9,027	296	2,226	4,322	15,871	3,009	2,660	1,109	3,310	341	139	4,898	144	5,442	625	16,778	1,298	32,649			
	対前年比	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増		
その他の政治団体	21年	7,046	518	2,593	5,981	16,139	10,615	1,622	1,702	2,565	1,518	2,892	8,677	467	12,747	1,681	35,808	1,269	51,947			
	20年	6,447	478	2,468	5,537	14,930	10,665	494	1,678	2,006	1,778	2,987	8,449	477	10,872	1,416	32,373	1,125	47,303			
	21年-20年	600	40	126	444	1,209	-50	1,128	24	559	-260	-94	228	-10	1,875	265	3,435	144	4,644			
	対前年比	109.3	108.3	105.1	108.0	108.1	99.5	328.1	101.4	127.9	85.4	96.8	102.7	97.8	117.2	118.7	110.6	112.8	109.8			
うち国会議員 関係政治団体	21年	2,162	126	827	1,548	4,662	1,469	229	204	547	632	512	1,895	57	2,659	615	6,925	95	11,587			
	20年																					
	21年-20年	2,162	126	827	1,548	4,662	1,469	229	204	547	632	512	1,895	57	2,659	615	6,925	95	11,587			
	対前年比	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増		
合計	21年	30,671	1,264	6,319	15,196	53,449	21,989	7,596	3,234	9,351	2,410	3,411	18,407	924	35,932	2,975	87,823	15,878	141,271			
	20年	29,768	1,183	6,114	13,830	50,895	21,682	1,298	3,095	7,532	2,966	3,575	17,168	963	31,619	2,354	75,084	14,904	125,979			
	21年-20年	903	80	205	1,366	2,554	307	6,298	139	1,818	-556	-164	1,238	-39	4,313	621	12,739	974	15,293			
	対前年比	103.0	106.8	103.4	109.9	105.0	101.4	585.2	104.5	124.1	81.3	95.4	107.2	96.0	113.6	126.4	117.0	106.5	112.1			
うち国会議員 関係政治団体	21年	11,189	422	3,053	5,870	20,533	4,478	2,889	1,312	3,857	973	651	6,794	201	8,101	1,240	23,703	1,393	44,236			
	20年																					
	21年-20年	11,189	422	3,053	5,870	20,533	4,478	2,889	1,312	3,857	973	651	6,794	201	8,101	1,240	23,703	1,393	44,236			
	対前年比	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増		

(注) 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書公開 - Windows Internet Explorer

http://www.soumu.go.jp/senkoyu/seiji/s/seijishikin/reports/SF20101130.html

政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

政治資金収支報告書

平成22年11月30日公表（平成21年分 定期公表）

(注：団体の名称については、公表された収支報告書における名称で掲載している)

当ホームページは、政治資金収支報告書に関する情報を公開するページです。ご覧になりたい政治団体の区分（政党本部・政党支部・政治資金団体・資金管理団体・その他の政治団体）を選択してください。

なお、政治資金収支報告書については、平成18年に政治資金規正法が改正されたことにより、複製及び印刷ができるようになりました。

政党本部	政党支部	政治資金団体	資金管理団体	その他の政治団体
公明党 国民新党 社会民主党 自由民主党本部 新党改革 新党日本 日本共産党中央委員会 民主党 みんなの党	公明党 国民新党 社会民主党 自由民主党 新党改革 新党日本 民主党 みんなの党	国民改革協議会 国民新党友の会 財団法人公明文化協会 財団法人国民政治協会	公明党 国民新党 社会民主党 自由民主党 新党改革 新党日本 民主党 みんなの党	公明党 国民新党 社会民主党 自由民主党 新党改革 新党日本 民主党 みんなの党

国会議員関係政治団体（総務大臣届出分、再掲）
国会議員関係政治団体の収支報告書
・公職の候補者の五十音順に掲載しています。
※国会議員関係政治団体の概要については、こちらをご覧ください

平成22年11月30日公表（平成21年分 定期公表） 総務大臣届出の国会議員関係政治団体の収支報告書（再掲）

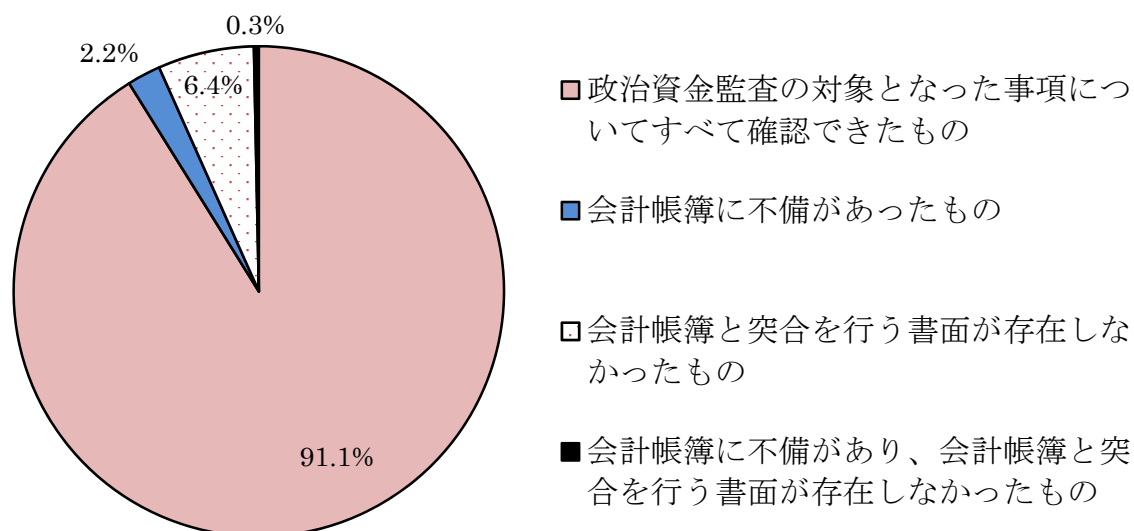
■注意事項
 ※ 区分欄の適用については、下記のとおりである。
 1：政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 2：政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
 1・2：政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 かつ政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

氏名	公職の種類	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体の区分
【あ】			
逢沢 一郎	衆議院議員	経済政策研究会(坂根 信義) 自由主義研究会 瀬戸内政治経済懇談会 地域経済研究会(坂根 信義) 東京逢友会	2 2 2 2 2
相沢 英之	衆議院議員	新英会 新政経グループ	1・2 2
愛知 和男	衆議院議員	愛知和男後援会	1・2
愛知 治郎	参議院議員	愛知治郎アクティヴネット	1・2
相原 久美子	参議院議員	民主党参議院比例区第6総支部 あいはいらくみこ後援会	1 1・2
相原 史乃	衆議院議員	民主党衆議院南関東ブロック比例区第5総支部	1
青木 愛	衆議院議員	青木愛と羽ばたく会 桜下塾研究会	2 1・2
青木 幹雄	参議院議員	青木幹雄後援会(青木 幹雄) 青木幹雄後援会(細田 博之) 景山俊太郎後援会	1・2 2 1
赤池 誠吾	衆議院議員	山梨フォーラム	1・2

Ⅱ 平成21年分政治資金監査報告書の概要について

(1) 全体概要

提出された政治資金監査報告書を記載内容ごとに分類すると、その割合は下図のとおり



(2) 参考事例

○ 政治資金監査報告書に係る事例

- 政治資金監査マニュアルで示された記載例によらずに、まったく任意の様式により作成されていたものが見受けられた。
- あて名が政治団体の名称の略称となっていたものが見受けられた。
- あて名が国会議員関係政治団体の名称以外のものとなっていたものが見受けられた。
- 監査人名が自署ではないものが見受けられた。
- 監査人の押印がされていないものが見受けられた。
- 主たる事務所以外で監査を実施した場合の理由が明確でないものが見受けられた。
- 「1 監査の概要」(1) 及び(3)に記載される政治資金監査の対象となる書類の記載について、記載例で示したすべての書類を列挙していないものが相当数見受けられた。
- 「1 監査の概要」(1) 及び(3)に記載される政治資金監査の対象となる書類が列挙されず、「1 監査の概要」(1) で定義された「会計帳簿の関係書類」等と記載されたものや「会計帳簿等の必要書類」と記載されたものが見受けられた。
- 「2 監査の結果」(1) の保存書類と「2 監査の結果」(3) の収支報告書

の基礎となる書類の記載が異なるものが見受けられた。

- 「2 監査の結果」(1)の保存書類と「2 監査の結果」(3)の収支報告書の基礎となる書類の記載について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の記載があるにもかかわらず徴難明細書等の記載がなく、「2 監査の結果」(4)の項目記載もないものが見受けられた。
 - 「2 監査の結果」(2)の会計帳簿の支出の状況の記載について、記載不備がある記載事項の種類が記載されていないもの等が見受けられた。
 - 「2 監査の結果」(4)領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載について、その項目記載がないものが相当数見受けられた。
 - 政治資金監査報告書における指摘はないが、収支報告書に記載されている支出に係る領収書等や徴難明細書等の添付漏れがあるものが見受けられた。
 - 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、亡失等一覧表を添付していないものが見受けられた。
- その他の事例
- 収支報告書に添付して提出される領収書等の写しの編纂が整理されていないものが見受けられた。
 - そもそも監査報告書の提出義務を知らない団体があった。

Ⅲ 政治資金監査を行うに当たっての留意点等について

1 登録政治資金監査人（テキストⅡ章関連）

[① 業務制限]

➤ 自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うことは適当でない。

（☞ テキストP32 7.）

参考事例

- 登録政治資金監査人が自ら会計責任者を務める国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施し、収支報告書に併せて政治資金監査報告書を提出しようとした事例

参照 Q&A Ⅱ-1 会計責任者の職務代行者であった者による政治資金監査
Ⅱ-2 会計責任者の職務を補佐していた者による政治資金監査

➤ 政治資金監査を行った者の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

（☞ テキストP32 7.）

[② 登録政治資金監査人の秘密保持義務]

➤ 秘密保持義務は、登録政治資金監査人であった者、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者、また、これらの者であった者に対しても課せられる。

（☞ テキストP33 11.）

➤ 秘密保持義務に違反した場合、各士業法に規定する信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る。

（☞ テキストP34 12.）

2 国会議員関係政治団体（テキストⅢ章関連）

[政治団体の区分に異動があった場合の留意事項]

➤ 国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体は、当該期間のみならずその年の全期間にわたって政治資金監査を受けなければならない。

（☞ テキスト P38 5.）

➤ 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体が、その年に収入及び支出がない場合については、その年に係る政治資金監査を受ける必要はない。

（☞ テキスト P38 5.）

参考

○ 国会議員関係政治団体は、収入及び支出がない年に係る政治資金監査を受ける必要があるのか？

→ 国会議員関係政治団体は、収入又は支出の有無にかかわらず、政治資金監査を受けなければならない。

➤ 政治資金監査は、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で行うこと。

（☞ テキスト P39 7.・8.）

3 一般監査指針（テキストⅣ章関連）

[① 政治資金監査の実施場所]

➤ 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならない。そうでない場合は、政治資金監査報告書においてその理由を明らかにした上で、政治資金監査を実施した場所を特定しなければならない。

（☞ テキスト P41 3.）

[② 現物・全数調査]

➤ 政治資金監査は、全数を調査し、現物を確認しなければならない。

（☞ テキスト P40 2.・P42 4.）

参照 Q&A IV-1 電子データにより作成された書類の現物の確認

[③ 政治資金監査契約]

➤ 政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において契約を締結しても差し支えない。
(☞ テキスト P42 6.)

➤ 政治資金監査契約書は、政治資金監査契約書において規定すべき事項を踏まえ、当事者間で定めること。
(☞ テキスト P43 8.)

参照 Q&A IV-15 政治資金監査契約書のひな形

[④ 政治資金監査の経費]

➤ 政治資金監査の経費については、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の両者の合意の上、定めること。
(☞ テキスト P44 13. ・14.)

参照 Q&A IV-7 政治資金監査報酬の指針

[⑤ 使用人等の監督等]

➤ 登録政治資金監査人は、使用人等又はこれらであった者にも秘密保持義務が課される旨の指導をする必要がある。
(☞ テキスト P45 18.)

参照 Q&A IV-11 使用人等の資格
IV-13 使用人の使用に係る業務委託契約

4 個別監査指針（テキストV章関連）

[① 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項]

➤ 効率的に政治資金監査を行うことや領収書等の写しの提出漏れを防ぐことに資するため、領収書等を整理するように会計責任者等に助言すること。

➤ 領収書等に、必要記載事項が記載されていることを確認すること。
(☞ テキスト P48 4.)

参考事例

- 収支報告書と併せて提出された領収書等の写しに「年月日」が記載されておらず、選挙管理委員会の形式審査で不備を指摘された事例

- 領収書等の印字が薄く、必要記載事項が判読できない事例
→ 必要記載事項が判読できない場合、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどし、必要記載事項が記載された領収書等を備えるよう、会計責任者に求めること。

- 徴取した領収書等に記載不備がある場合、会計責任者が必要記載事項を領収書等に追記しようとした事例
→ 領収書等は、支出を受けた者が発行するものであることから、国会議員関係政治団体において追記することは適当ではなく、発行者に対して追記や再発行を求めることになる。

➤ 振込明細書がある場合は、支出目的書を作成する必要がある。振込明細書を亡失等した場合は、徴難明細書を作成する必要がある。
(☞ テキストP49 7.)

参照 Q&A V-31 振込明細書のない場合

➤ 高額領収書等のあて名等が、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたと推認されない場合は、会計責任者等に確認を求めること。
(☞ テキストP50、51 10. ~13.)

➤ 高額領収書等のうち、発行者情報がない場合又は不明確な場合は、会計責任者等に確認すること。

参考事例

- 高額領収書等に必要記載事項はそろっているが、発行者に関する記載がない事例

➤ 記載不備のある領収書等は、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるか確認すること。
(☞ テキストP53 18.)

➤ 記載不備のある領収書等は、当該支出の内容を示す請求書等の書類と併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるか確認すること。
(☞ テキストP53 18.)

➤ 会計帳簿には、すべての支出について、支出を受けた者の住所を記載する必要がある。
(☞ テキストP52 16.)

➤ 会計帳簿が、会計責任者の管理下にあるか確認すること。
(☞ テキスト P58 22.)

参考事例

- 会計帳簿が普段会計責任者のいない場所（議員会館など）に保管されている事例

[② 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項]

➤ 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているか確認すること。
(☞ テキスト P58 24.)

参考事例

- 収支報告書に記載されている支出と添付されている領収書等の写しで金額や日付が一致しないため、選挙管理委員会の形式審査で不備を指摘された事例

➤ 収支報告書に計算誤りがないか確認すること。
(☞ テキスト P59 26.)

参考事例

- 収支報告書の小計や合計の計算誤りが多数見受けられた事例

➤ 収支報告書の様式は、政治資金規正法施行規則において定められている。

参考事例

- 収支報告書が完成しておらず、支出の部分の様式に代えて他の書類を添付して提出しようとしたため、選挙管理委員会の形式審査で不備を指摘された事例

[③ 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項]

➤ 一度発行された領収書等の亡失等は、領収書等を徴し難い事情に該当しない。
(☞ テキスト P60 29.)

参考事例

- 領収書等を徴し難かった事情を「領収書等を紛失したため」、「事務所が盗難被害にあったため」、「感熱紙に印字されたレシートの文字が消えたため」としている事例

5 会計責任者等に対するヒアリング（テキストⅥ章関連）

➤ 支出項目の区分の分類に疑義がある場合は、会計責任者等に確認すること。
（☞ テキスト P64 10. ）

➤ 高額領収書等のあて名が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない場合は、会計責任者等に確認すること。
（☞ テキスト P65 14. ）

➤ 政治資金監査を行った事務所が、当該国会議員関係政治団体以外の活動にも使用されている場合は、経費をどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。
（☞ テキスト P66 17. ）

➤ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことを会計責任者等に確認すること。
（☞ テキスト P66 19. ）

公職選挙法の基礎知識

政治資金規正法では、寄附に関する種々の制限が規定されている（テキスト P12～P16）。また、国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙制度を定めた法律である公職選挙法においても、寄附に関する制限が規定されている（テキスト P67～P68）。

公職選挙法において、公職の候補者が選挙区内にある者に対してする寄附については、選挙に関するものかどうかを問わず、また名義を問わず、原則として寄附をしてはならない。

国会議員関係政治団体についても、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区または選挙の行われる区域内の者に対して、原則として寄附をしてはならない。特に、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを寄附することは禁止されている。

例えば以下のような事例は、公職選挙法で禁止されている寄附に該当すると考えられる。

- ・選挙区内の町内の老人会に設立記念としてお祝いを出すこと
- ・選挙区内のスポーツ大会等へお祝いを出すこと
- ・選挙区内にある者へ新築祝いを出すこと

なお、寄附の禁止規定に違反した場合には、罰則も規定されている。

参照 公職選挙法第 199 条の 2、第 199 条の 5、第 249 条の 2、第 249 条の 5

6 政治資金監査報告書（テキストⅦ章関連）

[① 日付]

- 政治資金監査報告書の日付は、他の書類と整合性がとれていなければならない。
(☞ テキスト P70 7.)

参考事例

- 政治資金監査報告書の日付が宣誓書より後の日付となっている事例
→ 宣誓書は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であるから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。

- 領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になっており、選挙管理委員会の形式審査で不備を指摘された事例
→ 政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。

[② あて先]

- 政治資金監査報告書のあて先は、当該国会議員関係政治団体の代表者とする。こと。
(☞ テキスト P70 8.)

参考事例

- 政治資金監査報告書のあて先に、国会議員関係政治団体の代表者ではない国会議員名、国会議員関係政治団体の名称に正式名称ではない略称が記載されていた事例
→ 政治団体の正式名称及び代表者の氏名は政治団体の設立に当たって、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に届け出ることとされているため（法第6条参照）、その届け出た名称及び代表者の氏名を確認すること。

[③ 自署押印]

- 登録政治資金監査人は、作成した政治資金監査報告書に自署し、かつ押印しなければならない。
(☞ テキスト P70 9.)

参考事例

- 政治資金監査報告書に登録政治資金監査人の名前が記名押印されていた、又は記名のみがされていたため、選挙管理委員会の形式審査で不備を指摘された事例

[④ 「1 監査の概要(1)(3)」政治資金監査の対象]

➤ 政治資金監査の対象書類は、政治資金規正法に規定されている。

(☞ テキスト P70 13.)

(記載例)

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

参考事例

- 「2 監査の結果(1)」に記載例で示したすべての書類を列挙しておらず、保存されていることを確認した書類だけを記載していた事例
- 「1 監査の概要(1)、(3)」に記載する政治資金監査の対象となった書類については、政治資金監査の対象となる書類や会計責任者に作成・徴取義務がかかる書類について、その有無も含めて確認したことを明確にする観点から、当該書類の現実の有無にかかわらず、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」とすべて記載すること。

[⑤ 「1 監査の概要(1)」収支報告書の根拠規定]

➤ 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の根拠規定は法第17条第1項であること。

(☞ テキスト P74 政治資金監査報告書記載例)

(記載例)

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

参考事例

- 政治団体の解散に伴う収支報告書についての政治資金監査報告書に「法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載した事例
- 12月31日現在で、その年における収支を報告する収支報告書について政治資金監査を実施した場合は、「法第12条第1項に規定する収支報告書」とし、政治団体が解散等したときに作成・提出する収支報告書について政治資金監査を実施した場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とする。

[⑥ 「1 監査の概要（4）」政治資金監査の実施場所]

➤ 政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合は、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定すること。

(☞ テキストP74 政治資金監査報告書記載例)

(記載例) ○○○○ (国会議員関係政治団体名) の従たる事務所で行った場合

(4) この政治資金監査は、○○○○ (国会議員関係政治団体名) の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると○○○○ (登録政治資金監査人名) が判断したため、○○○○ (国会議員関係政治団体名) の従たる事務所 (東京都××区××町××番地) において行った。

参考事例

- 主たる事務所と異なる場所において政治資金監査を行った場合に、その理由が記載されていない事例
- 主たる事務所と異なる場所を主たる事務所として監査報告書に記載し、その事実が新聞に報道された事例
- 主たる事務所と異なる場所において政治資金監査を行った場合の理由について、「効率的な実施のため」と記載されている事例
- 主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所で行う場合よりも「なぜ効率的なのか」等について理由を具体的に記載する必要がある。

[⑦ 「2 監査の結果（1）」保存書類]

➤ 「2 監査の結果（１）」には、登録政治資金監査人が保存を確認することができた書類を記載すること。
(☞ テキスト P72)

(記載例) 振込明細書が存在しなかった場合

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
なお、振込明細書を必要とする支出はなく、振込明細書は存在しなかった。

参考

領収書等を徴し難かった明細書等とは、領収書等を徴し難かった明細書及び振込明細書に係る支出目的書をいう。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書のいずれかしか存在しない場合は、当該保存されている書類を記載すること。

参考事例

- 支出が計上されていないにもかかわらず、政治資金監査報告書には、保存を確認した書類として「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」が記載されている事例
- 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書のうち、保存を確認したものを記載する。

[⑧ 「2 監査の結果（２）」会計帳簿の支出の状況]

➤ 会計帳簿の記載不備がある場合は、「2 監査の結果（２）」で指摘する。
(☞ テキスト P76 政治資金監査報告書記載例（２）)

参考事例

- 「法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。」と記載されている事例
- 政治資金監査は支出を対象とするので、収入の状況の記載を確認する必要はない。
- 記載不備がある記載事項の種類が記載されていない事例
- 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載する。

(記載例) 住所の記載がなかった場合

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

[⑨ 「2 監査の結果(3)」収支報告書の支出の状況の表示の基礎となる書類]

- 「2 監査の結果(3)」は、収支報告書の支出の状況が、会計帳簿等関係書類のどの書類を基に表示されていたかを記載する。
(⇨ テキスト P72)

(記載例) 振込明細書が存在しなかった場合

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

参考事例

- 監査報告書に「2 監査の結果(3)」の項目が記載されていない事例
- 支出がなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が存在しなかった場合でも、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていることを確認する。

[⑩ 「2 監査の結果(4)」領収書等を徴し難かった支出の明細書等]

- 領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合の記載方法
(⇨ テキスト P72)

(記載例) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

参考事例

- 監査報告書に「2 監査の結果(4)」の項目が記載されていない事例
- 監査報告書の「2 監査の結果(1)(3)」の記載等から領収書等を徴し難かった支出の明細書等が作成されていないことが推測される場合もあるが、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

- 監査報告書の「2 監査の結果(1)(3)」において、振込明細書が保存されていることを確認しているにも関わらず、「2 監査の結果(4)」の項目が記載されていない事例
- 領収書等を徴し難かった支出の明細書等には、振込明細書に係る支出目的書も含まれる。

(記載例) 領収書等を徴し難かった支出の明細書が存在せず、振込明細書が存在した場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、保存されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

[⑪ 領収書等亡失等一覧表]

➤ 領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求めた場合、政治資金監査報告書の記載例(3)で別記を記載する。

(☞ テキスト P78、79)

➤ 領収書等亡失等一覧表には、国会議員関係政治団体である間に行った人件費以外の経費で1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を備考欄に記載する。

(☞ テキスト P80)

参考事例

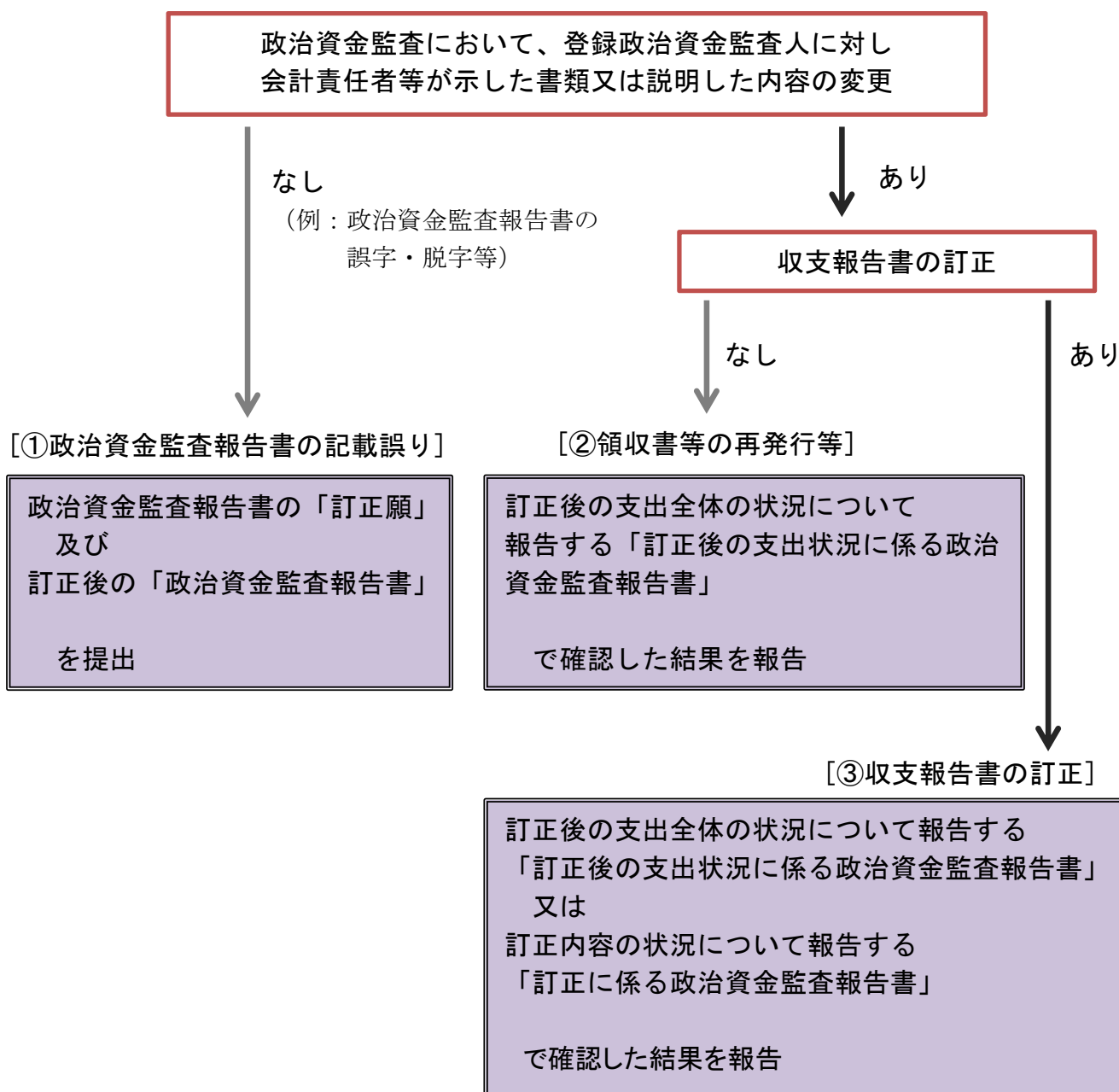
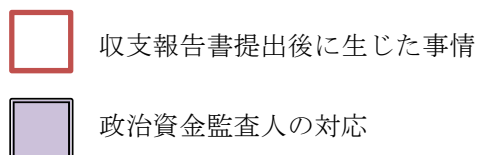
- 領収書等の徴取漏れ又は亡失の事実がないにもかかわらず、(別記)に「別添の領収書等亡失等一覧表」と記載している事例
- 領収書等の徴取漏れ又は亡失の事実があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が作成されていない事例
- 領収書等亡失等一覧表に記載されている人件費を除く1件1万円を超える支出について、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載していない事例
→ 領収書等の徴取漏れ又は亡失の事実がある人件費を除く1件1万円を超える支出については、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載する。

[⑫ その他]

収支報告書のインターネットによる公表を実施している一部の所管庁から、政治資金監査報告書について、「のり付け等の製本をして提出される事例があるが、一枚ずつばらばらにして電子データ化する必要があるため、製本しないで提出していただきたい。」という意見があるため、留意すること。

7 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後に、政治資金監査報告書を訂正すべき事情が生ずる場合や収支報告書の訂正が行われる場合等の対応については、以下のとおりであることから、留意すること。



(注) 領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の一部をなす書面であり、「政治資金監査において、登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類」に該当しない。

[① 政治資金監査報告書の記載誤り]

政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合、会計責任者において政治資金監査報告書の見え消し・追記等による訂正を行うことは適当ではない。

この場合、登録政治資金監査人が訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた会計責任者が総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正後の政治資金監査報告書を提出することが適当である。

参照 参考資料 9 政治資金監査報告書の訂正について

[② 領収書等の再発行等]

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査の時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないため、政治資金監査報告書の訂正を行うことはできない。

しかしながら、通常政治資金監査に準じて登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えない。

この場合、当該確認の結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となる。

参照 Q & A VII-10 政治資金監査報告書の内容変更

[③ 収支報告書の訂正]

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合、国会議員関係政治団体が当該訂正内容について、登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である。

この確認は、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、通常政治資金監査と同様の方法により実施することが適当である。

その結果については、

- ・訂正後の支出全体の状況について確認した場合、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面
- ・訂正内容について確認した場合、「訂正に係る政治資金監査報告書」

のいずれかを作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

なお、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えない。

参照 参考資料 8 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

8 用語解説

① 政治団体とは

次のいずれかの団体をいう。

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ウ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
- エ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

※ 次に掲げる団体は、政治団体とみなされている。

- A 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの
- B 政治資金団体

【参考条文】法第3条第1項、第5条第1項

② 政党とは

政治資金規正法上、政治団体のうち次のいずれかに該当するもの（他の政党（政党の届出をしたものに限る。）に所属している国会議員が所属している政治団体を除く。）をいう。

- ア 当該政治団体に所属する国会議員を5人以上有するもの
- イ 次のいずれかの選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の2/100以上であるもの
 - a 直近において行われた衆議院の総選挙における小選挙区選出議員の選挙
 - b 直近において行われた衆議院の総選挙における比例代表選出議員の選挙
 - c 直近において行われた参議院の通常選挙における比例代表選出議員の選挙
 - d 直近において行われた参議院の通常選挙における選挙区選出議員の選挙
 - e 直近において行われた参議院の通常選挙の直近において行われた参議院の通常選挙における比例代表選出議員の選挙
 - f 直近において行われた参議院の通常選挙の直近において行われた参議院の通常選挙における選挙区選出議員の選挙

【参考条文】法第3条第2項

③ 政治資金団体とは

政党のために資金を援助することを目的とし、政党が1団体に限り指定することができ、当該政治資金団体として届出がされているものをいう。

【参考条文】法第5条第1項第2号、第6条の2

④ 資金管理団体とは

公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、1団体に限りその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したものをいう。

【参考条文】法第19条第1項

⑤ 公職の候補者とは

政治資金規正法上、アに該当する者（イ及びウに該当する者を含む。）をいう。

ア 公職（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

以下同じ。）の選挙において、公職選挙法の規定により、候補者として届出があった者又は届出により候補者となった者

イ 公職の候補者となろうとする者

ウ 公職にある者（現職）

【参考条文】法第3条第4項、公職選挙法第3条、第86条、第86条の2、第86条の3、第86条の4

⑥ 収入とは

政治資金規正法上、社会通念上の概念より広く、金銭、物品その他の財産上の利益（およそそれを受ける者にとって財産的価値のある一切のもの）の收受をいう。ただし、次に掲げる方法による運用のため供与し、又は交付した金銭等（元本）の当該運用に係る当該金銭等（元本）に相当する金銭等の收受は除く。

ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

イ 以下の証券又は債券（政治資金規正法上、「国債証券等」と定義されている。）の取得

- ・ 国債証券
- ・ 地方債証券
- ・ 政府保証債券
- ・ 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（いわゆる金融債）

※ 外国の政府等が発行する国債証券等は含まれないと解されている。

ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の認可を受けて信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

※ 政治資金規正法上、政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を上に掲げる方法以外の方法で運用してはならないとされている。

【参考条文】法第4条第1項、第8条の3

⑦ 金銭等とは

金銭及び有価証券をいう。

【参考条文】法第4条第1項、令第2条

⑧ 党費又は会費とは

どのような名称であるかにかかわらず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するもの。

※ 政治資金規正法の規定を適用するに当たっては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなすこととされている。

【参考条文】法第4条第2項、第5条第2項

⑨ 寄附とは

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。

※ ⑧の※に留意。

【参考条文】法第4条第3項

⑩ 政治活動に関する寄附とは

政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいう。

※ 政治団体に対してされる寄附は、その名義いかんを問わず、また、当該政治団体の政治活動に関してなされたものであると否とを問わず、すべて「政治活動に関する寄附」に該当するとされている。

【参考条文】法第4条第4項

⑪ 支出とは

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいう。ただし、⑥のアからウまでに掲げる方法による運用のためにする金銭等（元本）の供与又は交付は除く。

【参考条文】法第4条第5項

⑫ 政治資金パーティーとは

対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。

【参考条文】法第8条の2

⑬ 明細書とは

次に掲げる書面をいう。

- ア 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受けた者が、会計責任者に提出しなければならないとされている次の事項を記載した書面
寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日
- イ 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が、会計責任者に提出しなければならないとされている次の事項を記載した書面
支出を受けた者の氏名及び住所、当該支出の目的、金額及び年月日
- ウ 政治団体のために寄附のあつせんをした者が、会計責任者に提出しなければならないとされている次の事項を記載した書面
当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間
- エ 政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払いのあつせんをした者が、会計責任者に提出しなければならないとされている次の事項を記載した書面
当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日、当該対価の支払のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間

【参考条文】法第10条

⑭ 寄附のあつせんとは

特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。

【参考条文】法第10条第2項

⑮ 政治資金パーティーの対価の支払のあっせんとは

特定の政治団体のために政治資金パーティーの対価として支払われる金銭等を集めて、これを当該政治団体に提供することをいう。

【参考条文】法第 10 条第 3 項

⑯ 領収書等とは

政治資金規正法上、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

【参考条文】法第 11 条第 1 項

⑰ 振込明細書とは

政治資金規正法上、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

【参考条文】法第 11 条第 2 項

⑱ 特定パーティーとは

政治資金規正法上、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が 1,000 万円以上であるものをいう。

※ 政治団体以外の者で、特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催するもの及び特定パーティーを開催したものは、政治団体とみなされる。

【参考条文】法第 12 条第 1 項第 1 号へ、第 18 条の 2 第 1 項

⑲ 領収書等を徴し難かった支出の明細書とは

収支報告書と併せて領収書等の写しを提出することとなっているが、領収書等を徴し難い事情があった場合に収支報告書と併せて提出する、当該領収書等を徴し難かった事情並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。

【参考条文】法第 12 条第 2 項、規則第 10 条第 2 項

⑳ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等とは

⑲の書面及び振込明細書に係る支出目的書をいう。

【参考条文】法第 12 条第 2 項、第 19 条の 11 第 1 項、規則第 10 条第 2 項

⑳ 支出目的書とは

振込明細書の写しを提出する際に併せて提出する支出の目的を記載した書面をいう。

なお、国会議員関係政治団体の会計責任者は、振込明細書がある場合、政治資金監査を受けるまでの間に、支出目的書を作成しなければならない。

【参考条文】法第12条第2項、法第19条の11、規則第10条第2項

㉑ 特定寄附とは

資金管理団体の届出をした公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附をいう。

【参考条文】法第19条の4

㉒ 国会議員関係政治団体とは

次に掲げるものをいう。

ア 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

イ 寄附金控除制度の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

ウ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの

【参考条文】法第19条の7、租税特別措置法第41条の18第1項第4号

㉓ 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しとは

収支報告書に係る人件費以外の経費の支出のうち当該収支報告書と併せて提出しなければならない領収書等の写しに係る支出以外の支出(人件費以外の経費で1万円以下の支出)に係る領収書等の写しをいう。

※ 領収書等の写しは、領収書を徴し難い事情がある場合は領収書等を徴し難い支出の明細書、振込みによって支出した場合は振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を含む。

【参考条文】法第19条の16第1項

参考資料（政治資金適正化委員会による見解）

【参考資料 1】

「収支報告書等の記載方法等に関する見解」
（平成 20 年度第 8 回委員会資料） 33

【参考資料 2】

「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」
（平成 21 年度第 1 回委員会資料） 34

【参考資料 3】

「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」
（平成 21 年度第 1 回委員会資料） 37

【参考資料 4】

「支出項目の区分の分類について」
（平成 21 年度第 2 回委員会資料） 38

【参考資料 5】

「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」
（平成 21 年度第 3 回委員会資料） 43

【参考資料 6】

「政治資金監査報告書の記載例の追加について」
（平成 21 年度第 3 回委員会資料） 44

【参考資料 7】

「政治資金監査報告書の記載について」
（平成 22 年度第 5 回委員会資料） 47

【参考資料 8】

「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」
（平成 22 年度第 5 回委員会資料） 50

【参考資料 9】

「政治資金監査報告書の訂正について」
（平成 22 年度第 5 回委員会資料） 56

平成20年10月31日

政治資金適正化委員会

収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、Ⅰ及びⅡの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である。

Ⅰ．前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて

1. 制度の概要

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。

2. 会計帳簿への住所記載に当たっての問題点

会計帳簿の記載事項のうち、特に住所の記載については、政治団体の会計実務の観点から以下の問題点が指摘されている。

(1) 住所の記載については、支出を受けた者が団体である場合には主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、主たる事務所の所在地の特定が困難な場合がある（直営店かフランチャイズ店かの判断等）。

(2) 支出を受けた者の住所の記載が領収書にない場合等、住所の特定が極めて困難な場合がある（コインパーキングや個人タクシーの領収書等）。

3. 問題点への対応（政治資金監査上の取扱い）

会計帳簿への住所記載に当たっての問題点に対する対応として、政治資金監査においては以下のとおり取り扱うことが適当である。

（1）主たる事務所の所在地について

会計帳簿への住所の記載については、外形的・定型的監査という政治資金監査の性格を踏まえれば、会計帳簿に記載された当該住所が主たる事務所（本社）の所在地であるかどうかについてまで登録政治資金監査人が政治資金監査において確認することは困難である。したがって、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば政治資金監査においては記載不備とは扱わないこととする。

（2）住所の特定が困難な場合について

会計帳簿への住所の記載に当たっては、領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、会計帳簿への住所の記載に努めることが求められている。しかしながら、事実上又は社会通念上住所を特定することが困難であると客観的に判断される場合には、以下の例のように住所不明又は住所の記載の一部省略の記載とすることもやむを得ず、この場合、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこととする。

(例)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1)人件費					
(2)光熱水費					
(3)備品・消耗品 費					
(4)事務所費					
2 政治活動費					
(1)組織活動費	コインパーキ ング駐車代	1,200	H21.6.20	〇〇パーク	東京都港区赤坂以下不明
	タクシー代	1,680	H21.10.21	〇〇タクシー	住所不明(個人タクシーのため)
(2)選挙関係費					
(3)機関紙誌の 発行その他 の事業費					
ア 機関紙 誌の発行 事業費					
イ 宣伝事 業費					
ウ 政治資 金パーテ ィー開催 事業費					
エ その他 の事業費					
(4)調査研究費	書籍購入費	3,853	H21.2.3	〇〇 Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州 以下不明
(5)寄附・交付金					
(6)その他の経 費					
支出の総額					

収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えているので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせず、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものとする。

支出簿

項目	支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
		摘要				
2 政治活動費						
(1)組織活動費	食事代		50,000	H21.1.20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代		30,000	H21.1.25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
	合計		80,000			

支出項目の区分の分類について

1. 支出項目の区分の分類基準

- 支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

2. 支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方

- 政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なかを把握し、分類基準に従い、支出の目的に応じた支出項目に分類する。支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、当該物品やサービスがどのような目的で必要であったか等により経常経費と政治活動費の区分を含め分類される項目は異なることに留意する必要がある。
- 支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。
経常経費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
- 経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

○その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

3. Q & A（政治団体から疑義が寄せられたもの）

- 以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
- 支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

(別紙)

支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>（ア）機関紙誌の発行业務費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>（イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>（ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>（エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて

1. 政治資金規正法上の取扱い

政治資金規正法上の領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されている必要があり、これら3事項が記載されていない領収書等については、政治資金規正法上の領収書等に該当しない（政治資金規正法第11条第1項）。

2. 領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて（ ）

政治資金監査マニュアルでは、領収書等に3事項が記載されているかを確認し、3事項に欠ける領収書があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を記載した領収書等を備えるよう求めることとしている。

3. 3事項が記載されていない領収書等の政治資金監査上の取扱いについて

備えるよう求めても、なお、3事項を記載した領収書等がない場合は、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。

ただし、支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書等が存在する支出については、例えば、会計帳簿に支出の目的が食事代と記載されている支出について、当該支出に係る領収書等の発行者に飲食店の名称が記載されている場合など、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととする。

なお、支出の目的をはじめとする会計帳簿の記載事項と発行者情報を含む領収書等の記載事項との整合性がとれているかどうか判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

平成22年9月改定版の政治資金監査マニュアルでは、2の取扱いについて見直しを行っている

政治資金監査報告書の記載例の追加について

○ 収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合

収支報告書に支出が計上されていない政治団体については、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされている。

このため、当該政治団体に対する政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことの確認を行うこととなり、その場合の政治資金監査報告書の記載例は、別紙のとおりである。

収支報告書に支出が計上されていない場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) (略)

政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとしているが、以下の点に留意して記載することが適当である。

I 「1 監査の概要」

1 「1 監査の概要」(1)及び(3)の政治資金監査の対象書類の記載について

「1 監査の概要」(1)及び(3)の政治資金監査の対象書類については、制度上政治資金監査の対象となる書類や会計責任者の作成・徴取義務がかかる書類をその有無を含め確認したことを明確にする観点から、当該書類の有無にかかわらず、記載例にある書類「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」をすべて記載すること。

II 「2 監査の結果」

政治資金監査報告書記載例(1)～(3)のいずれの例による場合でも、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

1 「2 監査の結果」(1)の保存書類の記載について

「2 監査の結果」(1)の保存書類については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

また、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載することが望ましいものであること。

なお、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書をいう(法第19条の1第1項)ことに留意すること。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書のいずれかしか存在しない場合には、当該保存されている書類を記載することが望ましいものであること。

(例1) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が存在しなかった場合
(1) 法第19条の1第3第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(例2) 振込明細書に係る支出目的書が存在し、領収書等を徴し難かった支出の明細書が存在しなかった場合

(1) 法第19条の1第3第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

2 「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類の記載について

「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、「2 監査の結果」(1)で保存されていることを確認した書類と一致すること。

(例) 上記1 (例2) の場合

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

3 「2 監査の結果」(4)の領収書等を徴し難かった支出の明細書等に関する記載について

「2 監査の結果」(4)の領収書等を徴し難かった支出の明細書等に関する記載については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

(例) 上記1 (例1) の場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

(例) 上記1 (例2) の場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

4 「収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合」の記載について

収支報告書に支出が計上されていない政治団体については、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、当該政治団体に対する政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことの確認を行うこととなるが、この場合の監査報告書中「2 監査の結果」は、以下の記載例によること。

(例)

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

5 領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は領収書等亡失等一覧表の記載不備等があった場合の記載について

政治資金監査報告書において、政治資金監査報告書記載例(3)の別記に記載する取扱いとなるが、具体的な記載については、統一的な運用を図る観点から、政治資金適正化委員会に照会すること。

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

(1) 登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1(1)の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正

後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記事例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1（2）の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えないものとする。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図られたい。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(1) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出についてすべて確認できる

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

(2) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、会計帳簿に記載不備がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、〇〇(※4)の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

※4 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(3) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

平成×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 (印)

登録番号 第××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の平成×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、(別記)を除き、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

(別記) (※4)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(※5)

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) 〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体) に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

〇〇〇〇〇〇

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。
- ※5 訂正に係る支出について、領収書等の徴収漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表（「領収書等亡失等一覧表」）の提出を会計責任者に求め、訂正に係る政治資金監査報告書に添付すること。

政治資金監査報告書の訂正について

会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについて登録政治資金監査人等から問い合わせが寄せられている。

この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の政治資金監査報告書を提出する取扱いとすることが適当である。

訂正願の例は別添のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙)

訂 正 願

平成×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

平成〇年分の収支報告書に係る平成〇年〇月〇日付けの政治資金監査報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおり訂正したいのでよろしくお願ひします。

記

訂正理由	
訂正箇所	別添政治資金監査報告書の下線部分のとおり。

参考資料

政治資金監査に関するQ & A (平成22年9月以降の改定・追加分)

VII-7 収支報告書の写しの添付	
Q	政治資金監査報告書を作成するに当たっては、政治資金監査において確認した収支報告書の内容が明らかとなるように、その写しとともに冊子として綴じる等の措置を講じても差し支えないか。
A	政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人が、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとしても差し支えありません。 なお、当該収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして、閲覧又は写しの交付の対象となることとなります。

(平成22年度第5回委員会資料5)

VII-10 政治資金監査報告書の内容変更	
Q	領収書等亡失等一覧表に記載していた支出に係る領収書が再発行された等、収支報告書を提出した後の事情変更によって当該収支報告書自体には変更はないものの支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査報告書の内容を変更するにはどうしたらよいか。
A	お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常の政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当です。 また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります。

(平成22年度第6回委員会資料3)

Ⅶ-11 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害を受けた国会議員関係政治団体に係る政治資金監査報告書の記載方法

Q	<p>平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により、政治団体が会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は振込明細書のうち、その一部を滅失し、収支報告書には会計責任者が事実を確認できる支出のみが記載され、収支報告書に記載されていない支出がある場合、政治資金監査報告書ではどのように記載すべきか。</p>
A	<p>「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により、政治団体が会計帳簿等関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合の収支報告書の提出については、事実を確認できる支出についてのみ記載することとする。この場合において、いわゆる罹災証明の添付等を求める必要はないが、完全に記載できない理由を宣誓書に記載する取扱いとすることが適当であること。」という通知が政治資金課から出されたところである。</p> <p>国会議員関係政治団体の支出のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により会計責任者においてその事実を確認することができず、収支報告書に記載されていない支出がある場合には、政治資金監査報告書において、「Ⅶ. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書記載例（3）」の別記に記載することが適当です。</p> <p>なお、別記の記載例は下記のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(別記) 会計責任者が、収支報告書に記載されていないとしている支出。</p> </div>

(平成23年度第1回委員会資料3)

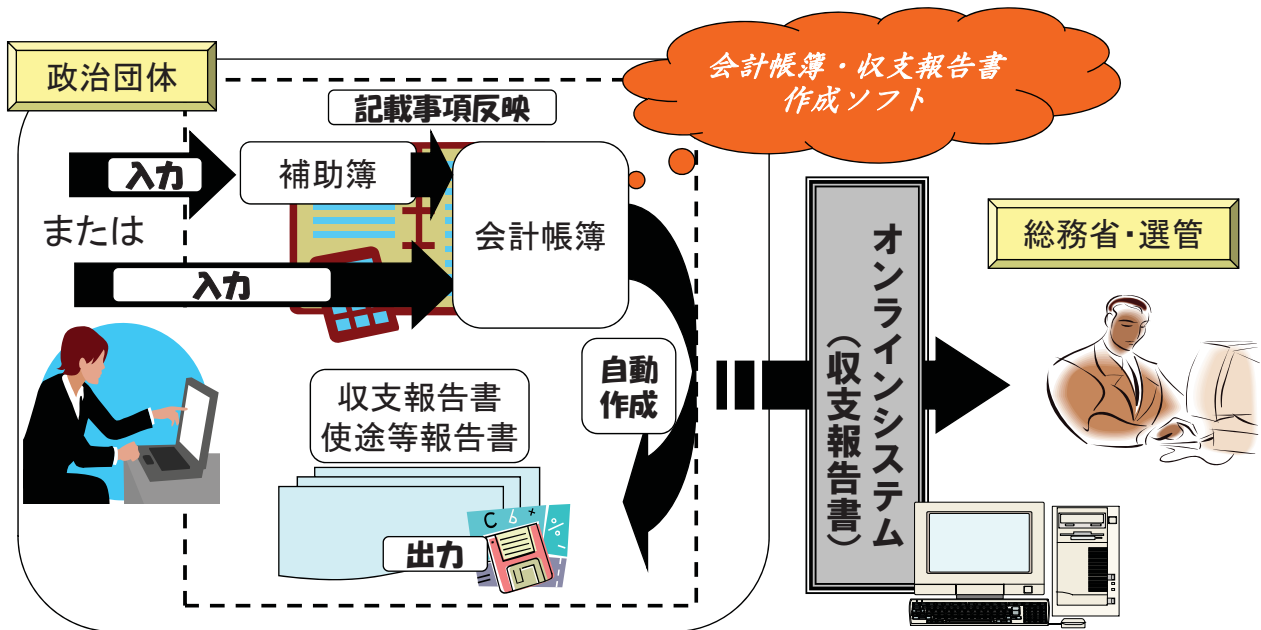
V-38 お祭りの屋台等における領収書等の徴収

Q	<p>お祭りの屋台や移動型の軽食店など定型の領収書等の用紙を備えていないお店から物品を購入した場合、当該支出については、領収書等を徴し難い事情があると認められるのか。</p>
A	<p>購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。したがって、購入店に定型の領収書等の用紙を備えていないことのみをもって、領収書等を徴し難い事情があるとは認められません。</p>

(平成23年度第2回委員会資料2)

会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色について

会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつ、オンラインで収支報告書を提出することを前提にデータを出力する機能を備えたソフト。



特色①

利用者の利便性を考慮し、「Microsoft Excel」等の標準的な表計算ソフトをベースに作成し、その基本的な機能を利用できる。

・操作方法や機能が一見して分かりにくいと考えられるようなものについてはコメントを付すなど、利用者の利便性について配慮。

特色②

政治資金規正法施行規則等の様式や記載要領に基づいて作成。

- ・会計帳簿・・・政治資金規正法施行規則第6号様式
- ・収支報告書・・・政治資金規正法施行規則第7号様式
- ・領収書を徴し難かった支出の明細書・・・政治資金規正法施行規則第8号様式
- ・振込明細書に係る支出目的書・・・政治資金規正法施行規則第8号様式の2
- ・監査意見書・・・政治資金規正法施行規則第9号様式
- ※ その他・・・政治資金監査報告書、寄附金(税額)控除のための書類

特色③

- ・収支報告書の記載事項のうち、会計帳簿の記載事項から引用できるものについては、自動的に引用。
- ・会計帳簿の記載事項から引用できないものもあるので、これらの記載事項も含めて簡易に収支報告書を作成できる。

会計帳簿の記載事項から引用できるもの



会計帳簿の記載事項から引用できないもの

帳簿の記載事項として追加

- ・資産等の状況及び資産等の項目別内訳（借入金、貸付金など）
- ・特定パーティーの対価の支払いをした者の数、政治活動費の項目別区分のうち小分類など、会計帳簿の直接的な入力事項となっていないもの。

など



特色④

- ・団体区分によって異なる収支報告書の収支の報告基準に合わせて、自動的に会計帳簿からデータを抽出し、収支報告書を作成。
- ・国会議員関係政治団体や資金管理団体については、これらの団体であった期間のみ、該当する報告基準で抽出できる。

収入の主な明細の報告基準

- 全団体共通
- ・寄附の内訳
年間5万円超の同一者からの寄附
- ・政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
1つのパーティーについて20万円超の同一者からの対価に係る収入

※寄附金控除を受ける場合は、年間5万円以下の寄附でも記載が必要。

など

支出の主な明細の報告基準

- 国会議員関係政治団体
人件費以外の経費で1件あたりの金額が1万円超
- 資金管理団体
人件費以外の経費で1件あたりの金額が5万円以上
- 上記以外の政治団体
政治活動費で1件あたりの金額が5万円以上

特色⑤

会計帳簿・収支報告書の様式内・様式間の自動計算機能

特色⑥

エラーチェック機能

- ・会計帳簿内、収支報告書内、会計帳簿・収支報告書間のそれぞれについて、関連する項目について、入力値の妥当性・整合性を自動的に確認できる機能。
- ・エラーがある場合には、その場所や原因の特定を容易に行える。

特色⑦

会計帳簿・収支報告書(添付書類も含む。)の様式のスタイルでの画面の表示や印刷ができる。

特色⑧

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の自動データ取得機能

・会計帳簿(支出簿)及び収支報告書から、対応する支出の目的(項目・摘要)、金額及び年月日のデータを自動的に取得。

※領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成する支出の抽出は、作成者の判断による。

※ただし、領収書等を徴し難かった支出の明細書中の「領収書等を徴し難かった事情」については、作成者の入力が必要。

作成・報告の基準

●国会議員関係政治団体

(明細書等の作成)

すべての支出

(収支報告書への添付)

人件費以外の経費で1件あたりの金額が1万円超

(少額領収書等の写しの提出)

人件費以外の経費で1件あたりの金額が1万円以下

●資金管理団体

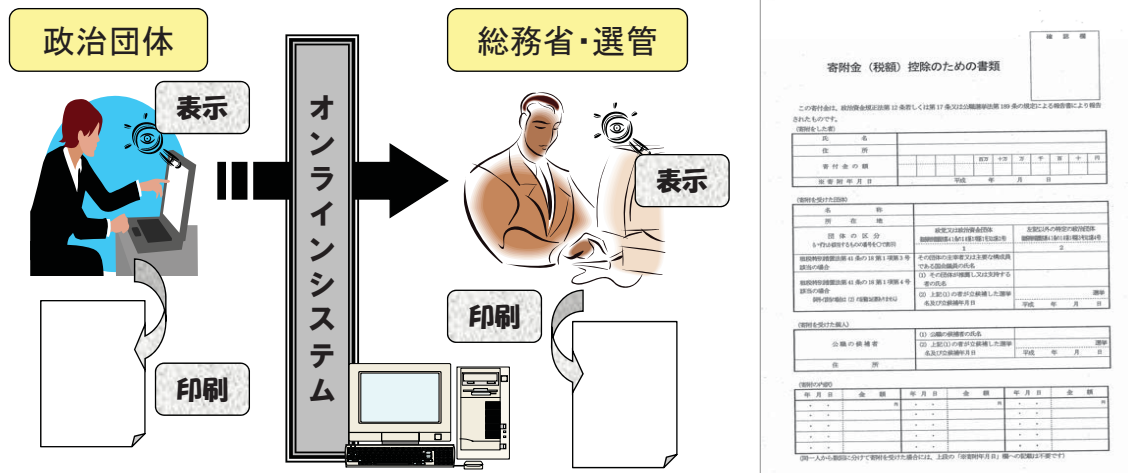
人件費以外の経費で1件あたりの金額が5万円以上

●上記以外の政治団体

政治活動費で1件あたりの金額が5万円以上

特色⑨

- ・会計帳簿や収支報告書(個人からの寄附)のデータを利用し、「寄附金(控除)のための書類」を自動的に作成できる。(ただし、個人からの寄附のうち、当該書類の作成が必要か否かは作成者の判断。)
- ・様式のスタイルでの画面表示や印刷ができる。



特色⑩

補助簿機能:バージョン3からの新機能

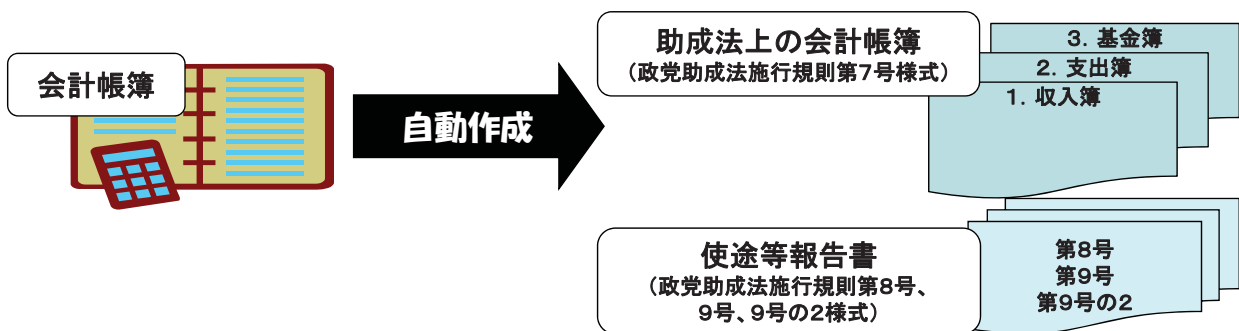
- ・収入・支出を1つのシートで入力可能。
- ・収入・支出の各項目をセルのリストから選択可能。
- ・入力された補助簿データを、ボタン1つで会計帳簿本体(収入簿・支出簿)の各シートに転記可能。
- ・政治活動費など、小分類等の設定が必要な項目については、任意で小分類をリストに追加することが可能。また、設定した小分類で入力されたデータは、会計帳簿本体に転記する際に反映可能。
- ・エラーチェック機能により、補助簿の中で、必要事項の入力漏れなどの入力ミスを防ぐことが可能。
- ・補助簿の中でも、各項目の金額や残高が確認可能。



特色⑪

使途等報告書自動作成機能:バージョン3からの新機能

- ・会計帳簿に政党交付金に係る記載項目欄を追加
 - ア 収入簿に政党交付金額及び支部政党交付金額欄を追加。
 - イ 支出簿に政党交付金(支部政党交付金)及び政党基金(支部基金)の充当額記載欄を追加。
 - ウ 政党基金(支部基金)簿を新たに追加。
- ・使途等報告書の記載事項を会計帳簿及び政党基金(支部基金)簿の記載事項から自動的に引用し作成。
- ・入力した数値の妥当性・整合性を自動的にエラーチェック。
- ・政党助成法施行規則第7号様式(政党助成法上の会計帳簿)の記載事項を会計帳簿の記載事項から自動的に引用し作成。



自動作成される様式

- ・会計帳簿・・・政党助成法施行規則第7号様式(収入簿・支出簿・基金簿)
 - ・使途等報告書・・・政党助成法施行規則第8号様式
 - ・領収書を徴し難かった支出の明細書・・・政党助成法施行規則第9号様式
 - ・振込明細書に係る支出目的書・・・政党助成法施行規則第9号様式の2
- ※「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」と連動しない「使途等報告書作成ソフト(単独使用版)」もこれまでどおり使用可能。

※総括文書(政党助成法施行規則第10号及び11号)、支部総括文書(12号様式)については、これまで通り「総括文書作成ソフト」及び「支部総括文書作成ソフト」に直接入力を行い作成する必要がある。

その他

●通し番号の入力と名寄せ

- ・ 通し番号とは、同一者からの複数回にわたる寄附やパーティー収入があった場合、分割払いのような数回にわたる支出があった場合など、年間の寄附額やパーティー収入額、1件あたりの支出額などを名寄せして、ソフト内で収支報告書の明細の記載基準に該当するか否かを自動的に判定するために必要な番号のこと。
- ・ 「通し番号で名寄せ」ボタンをクリックすると、同一の通し番号が付されているものを自動的に名寄せし、小計が追加される。

●収入・支出同額計上

- ・ 物品による寄附、事務所や労務の無償提供など、金銭以外のものによる寄附や支出があった場合には、実際の現金の出入りを伴わないので、収入・支出にそれぞれ同額を計上して繰越額に影響が出ないように記載。
- ・ このような場合、収入（又は支出）に必要事項を入力した後に「収入・支出同額計上」ボタンをクリックすると、同内容の明細が支出（又は収入）に自動的に転記される。

■お問合せについて

政治資金業務共同利用センター（ヘルプデスク）

会計帳簿・収支報告書作成ソフトのご利用に係るお問合せ窓口として、政治資金業務共同利用センター（ヘルプデスク）を設置しています。ソフトの操作方法や利用方法が分からないときやソフトが正常に動作しないなどのお問合せは、下記窓口までご連絡ください。

【ソフトの操作方法、利用方法に係るお問合せ】

電話による受付窓口03-5638-5945

1月～5月：毎日9:00～24:00

6月～12月：月曜日から金曜日9:00～17:00（祝日法に定める休日を除く）

【ソフトの動作異常に係るお問合せ】

電話による受付窓口03-5638-5949

1月～5月：毎日9:00～24:00

6月～12月：月曜日から金曜日9:00～17:00（祝日法に定める休日を除く）

※ お問合せの回答や以降の連絡を円滑にするために、受付担当者は下記の項目についてお聞きしますのでご了承ください。

お問合せいただいた方のご氏名

政治団体名

連絡先電話番号

お問合せいただいたソフトの名称

政治資金規正法に係るお問い合わせ

政治資金規正法に係るお問合せは、総務省政治資金課または各都道府県の選挙管理委員会までお問合せください。

総務省選挙部政治資金課

電話番号 03-5253-5578

受付時間月曜日から金曜日 9:00～17:00（祝日法に定める休日および12月29日～翌年1月3日を除く）